

瀬戸市水道事業管理規程第3号

瀬戸市企業職員の特殊勤務手当の支給に関する規程（昭和45年瀬戸市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月22日

瀬戸市長 川本雅之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
勤務内容	勤務内容
<省略>	<省略>
緊急の呼出しを受けて行う業務	緊急の呼出しを受けて行う業務
異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された瀬戸市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急作業、応急作業のための災害状況の調査又はこれに相当するものとして市長が認める業務	日額 1,080円（災害対策基本法に基づく立入禁止等の措置がなされた区域等、市長が著しく危険と認められる区域での業務に従事した場合にあっては2,160円）

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。